

**押印を求める手続の見直しのための
文部科学省関係政令の一部を改正する政令案について（概要）**

1. 改正の趣旨

「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これを踏まえ、文部科学省関係政令において、国民や事業者等に対して押印等を求めている手続について、押印等を不要とする改正を行う。

※所管する行政手続のうち、法令等または慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。

2. 改正の内容

以下に掲げる政令の規定において、国民や事業者等に対して押印又は署名を求めている、独法等への債券申込証について、押印及び署名を不要とするための規定の見直しを行う。

- ・日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）第八条第一項
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）附則第八条第一項
- ・国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第十四条第一項
- ・独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第十一条第一項
- ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）第十一条第一項
- ・独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令（平成二十八年政令第十二号）第六条第一項

3. 根拠条項

上記政令の根拠法である日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第三十七条第十一項その他関係法律の規定

4. 施行期日等

公布日：令和2年12月24日

施行期日：令和3年1月1日